

設問1]

第1 小問(7)

1. Cと同一に取り扱ふべきと見て憲法14条違反

(1) Bは、甲市シンポジウムにおいて、BとCが 反対意見を表明したことは同一であるが、その具体的な内容等が違ふかありと主張する。BとCを同一に取り扱ふことは、憲法14条項に違反すると主張する。

(2) 憲法14条項は、法の下平等を定めており、ここにある平等とは、異なる単なる形式的な平等ではなく、異なる者は異なるように扱うという實質的な平等を指し示している。したがって、異なる者は異別に扱うべき者と、合理的な根拠なく同一に取り扱ふ場合には、そのような扱いは憲法平等原則に反することとなる。

(3) したがって、BとCとは、A市におけるY採掘事業に関し、公の場で反対意見を表明したことがあつては同一である。しかし、Bの発言内容は、Yが有する公害防止施設を撤去すべきことを求め、採掘の安全性を確保して安全確保の徹底が不可欠であることと主張するもので、この安全確保の徹底が十分でない現状において、Y採掘事業に反対するという留保付きの反対の意見である。これに対して、Cの発言内容は、全面的な反対であり、留保付きの反対であるBの意見とは異なる。また、Bは意見表明に当たって同席者や関係者に対して、平穏な態度であるのに対し、Cは、甲市シンポジウムの司会者や拡声器で連呼し、その会場に入場しようとして、甲市の職員ともめ合ひになり、その職員を殴り、怪我をさせた。この事実が罰金刑に処せられたりするなどの評価を受けることはあり得る。

(第 問)

(4) 二市の異なる点を見れば、BとCは、A市に比べて、Y市第1課の職員として正式採用された者の判断が、B市にも異別に取られ、また、その先に示された通り、合理的な根拠なくBとCを一律に不採用拒否とすることは、平等原則に反する。

2. DSとの差別による憲法14条に反する。

(1) ~~B市は、DSは、B市と同程度ある、は、下回った勤務実績の者~~
~~採用~~ ~~である~~。これにも反する。B市がA市に比べて、Y市採
用事業に反対意見を述べたこととして、理由として正式採用されたことは「信条」に基づき、別異取扱いであり、憲法14条に反する。

(2) 憲法14条に反する。合理的根拠に基づかない差別を禁止する趣旨の規定であり、14条1項2段の事由については、歴史的に、差別による被害を被ったものを列挙していると考えられる。この「信条」に基づき、差別といふ場合には、合理的根拠の有無についても厳格に判断するべきである。合理的根拠

(3) 甲市シンポジウムにおけるB市発言は、Y市採用事業への賛否について、意見表明であり、甲市やA市等のY市採用事業の~~実施~~の~~実施~~甲市やA市の政策判断に影響を及ぼすものであるから、政治的意見であり、「信条」に含まれる。よって、平等原則違反の有無は、厳格に判断する。

さらに、合理的根拠があるかどうかについて、Y市第1課の設置目的は、将来実施されるY市採用事業の安全性確保にあり、市民の信頼を確保することであり、その業務内容は、Y市採用事業に関し、情報収集等による安全性監視事業者に対する安全性に関する指導等、市民への対応や広報活動、異常事態時の市民への情報提供、市民の合意の確保等による意見交換会

（第 問）

1 市の運営等である。とされている。しかし、設置目的として、Y採掘事業
2 への人命被害に重大な影響を及ぼすものであることと鑑み、Y
3 採掘事業の安全性の確保は極めて重要であり、市民の信頼の確保は漸進的な
4 目的に過ぎない。そうすると、~~現在でも~~安全性確保が徹底されておらず、
5 現状にあるのは、反対派の意見を述べたことBは、単にY採掘事
6 業に賛成の意を表する者であり、Y採掘事業の安全性確保のために貢献
7 したこととが予想される。したがって、Y採掘事業に賛成の反対の意を
8 表明しているYは、Y採掘事業の設置目的と関係が深いことは、その目的達
9 成に資する人物であり、~~反対意見を述べていること~~（これは）
10

理由としてDとの間で正式採用をしないという区別をしていることは、
11 区別と区別の目的との間で本質的関連性がある。合理的根拠が、
12 ないといえる。

3. Bの意見・評価と公的な場で発言したことは、正式採
14 用を促したことを理由の一つとして憲法21条4項違反
15

(1) Bの意見・評価は、Y採掘事業を市でどう判断するかという意見
16 とするものであり、政策に影響を及ぼすことを企図して述べた発言
17 という点で、~~その~~政治的意見の表現である。また、この種の
18 表現は、国民が国政ないしは地方自治に参画する上で重要
19 であり、議会制民主主義の下では、政治的関与の存在の基礎と
20 なるものであるから、憲法21条4項の表現の自由の範囲内である。したがって、
21 憲法21条4項の表現の自由の範囲内である。したがって、
22 憲法21条4項の表現の自由の範囲内である。したがって、

(2) A市にA市による正式採用の決定は、単なる採用決定ではなく、
23 6か月間の試用期間を設けた上での決定であり、このような段階を

（第 問）

くこれをにすぎない。~~また~~ どのように不利な事情と

して見ておくと、市には、雇員の自由があることから、その裁量の範囲
内というべきではない（マクレーン事件参照）。

よって、憲法24条項には反しない。

【質問27】

1. Cとの同一取扱いに否か。

(1) ~~市は~~憲法14条項は、相対的平等を定めており、異なる者は異なるように扱
うべき義務はない。

(2) もちろん、異なる者に対して同一取扱いが、市の裁量的判断の結果と
して生じたものである場合には、14条項には反しない。

(3) BとCとの取扱いも、~~同様に~~ ~~も~~ ~~ある~~ は、BもCも
市職員の設置目的や業務内容に照らして必要と認められる
ために、市の裁量的判断の結果として生じたにすぎない
よって、14条項には反しない。

2. Dとの差別取扱い

(1) したがって、公務員の評価にあたっては、成績を基準として評価
すべきである。しかし、公務員は、全体的には、(15条2項)
である。これに対する国庫の信頼を確保することも憲法上の要請
である。よって、成績だけではない。14条項には対する国庫の
信頼も、~~保護~~ ~~目的~~ ~~と~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~合理的~~ ~~と~~ ~~あり~~

(2) したがって、Dとの違いがあるものの、合理的な
ものである。

3. 表現の自由

(第 問)

1
- (10)

~~その結果~~

2 (1) したがに、マリーニ事件 において、政治的表現をしたことを、開卷に
3 持ち出すまで憲法上事情を考慮するとはいえないとされている。しかし、
4 本件は、憲法大目になどな裁量を認められ、そのことは異なり、
5 中にはな裁量は認められ、なやなや、採納を拒否して正式
6 採用の判断にある。では、応募者の採用による期待を保護する
7 き要請が非常に高い。事は、企業と異なり、採用の自由（憲法22条
8 21条）が保障される程度は低いからである。

9 (2) ~~また~~ また、外国人の政治活動を異なり、国民のうめは外国人
10 以上に平等に保障されるべきである。事の正式採用の判断
11 において、政治的表現を~~その結果~~採用に反映させないことまで
12 21条は保障しない。

13 (3) 以上、この判断は、21条は保障しない。